

令和5年2月

岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和5年2月22日

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第 1 号

令和 5 年 2 月 22 日（水）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 岩手県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員の選挙
- 第 4 広域連合長あいさつ
- 第 5 発議案第 1 号 岩手県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例について
- 第 6 議案第 1 号 岩手県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する条例について
- 第 7 議案第 2 号 岩手県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例について
- 第 8 議案第 3 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 第 9 議案第 4 号 岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び岩手県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 10 議案第 5 号 岩手県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の全部改正について
- 第 11 議案第 6 号 岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 12 議案第 7 号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 第 13 議案第 8 号 令和 4 年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 14 議案第 9 号 令和 4 年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 15 議案第 10 号 令和 5 年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第 16 議案第 11 号 令和 5 年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

第17 議案第12号 岩手県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し同意を求める
ことについて

本日の会議に付した事件

上記日程のとおり

出席議員（28名）

1番 清水 崇文 君	2番 三浦 利章 君
3番 照井 省三 君	4番 安徳 壽美子 君
6番 東 堅市 君	7番 鈴木 一夫 君
8番 渡辺 義光 君	9番 松葉 明人 君
11番 荒川 栄悦 君	13番 大坂 俊 君
14番 遠藤 幸徳 君	15番 仲田 孝行 君
16番 上野 三四二 君	17番 米田 徳一郎 君
18番 山下 勝 君	19番 今野 裕文 君
20番 高橋 輝彦 君	21番 神田 謙一 君
22番 東梅 守 君	24番 田中 二郎 君
25番 浜川 末松 君	27番 高橋 寛寿 君
28番 大友 仁子 君	29番 佐藤 克典 君
30番 林崎 竟次郎 君	31番 藤原 恵子 君
32番 高橋 七郎 君	33番 佐々木 功夫 君

欠席議員（4名）

5番 小島 直也 君	10番 中村 正志 君
12番 永澤 由利 君	26番 土川 昭悦 君

説明のため出席した者

広域連合長	谷藤裕明君	事務局長	吉田一彦君
次長兼 総務課長	鎌田伸二君	業務課長	畠山敬志君
会計管理者兼 会計室長	羽生広則君		

職務のため出席した者

議会書記長	鎌田伸二君	議会書記	小林香織君
議会書記	佐藤秀晃君		

開会 午後 2時 5分

◎開会及び開議の宣告

○議長（遠藤幸徳君） これより令和5年2月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は28名であります。

欠席の通告は、小島直也議員、中村正志議員、永澤由利議員、土川昭悦議員、4名でございます。

地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

◎諸般の報告

○議長（遠藤幸徳君） 最初に、諸般の報告をします。

広域連合選挙管理委員長から、選挙管理委員の任期満了に伴う選挙の依頼がありました。

選挙第1号 岩手県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員の選挙についてをお手元に配付しておりますので、御了承願います。

監査委員から例月出納検査の結果報告2件があります。お手元に資料を配付しておりますので、御了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（遠藤幸徳君） これより本日の議事日程に入ります。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号により進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において16番 上野三四二議員、17番 米田徳一郎議員の2名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（遠藤幸徳君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔異議なし〕

○議長（遠藤幸徳君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定しました。

◎岩手県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員の選挙

○議長（遠藤幸徳君） 日程第3、岩手県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（遠藤幸徳君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することといたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（遠藤幸徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

岩手県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員には小野寺正孝さん、村山美栄子さん、菊地昭夫さん、中村説子さんの4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました小野寺正孝さん、村山美栄子さん、菊地昭夫さん、中村説子さんの4名を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（遠藤幸徳君） 御異議なしと認めます。

よって、指名のとおり当選されました。

◎広域連合長あいさつ

○議長（遠藤幸徳君） 日程第4、広域連合長の挨拶があります。

谷藤広域連合長。

○広域連合長（谷藤裕明君） 令和5年2月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会

に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

我が国の高齢者人口は、いわゆる団塊の世代が2025年までに全て75歳以上となった後、2042年にピークを迎えますが、同時に若い世代の人口減少も進み、75歳以上の人口比率は増え続けるものと見込まれております。

こうした見通しを踏まえて、増加する社会保障給付について、負担能力に応じて全ての世代で公平に支え合う仕組みを強化するため、国においては全世代型社会保障の構築に向けた取組が進められています。

後期高齢者医療制度においては、現役世代の負担を抑制するため、高齢者負担率の見直し、能力に応じた保険料負担、出産育児一時金の財源一部負担などを講ずる法律の改正手続が進められております。

制度の見直しにあたっては、被保険者に十分配慮する必要があることから、当広域連合におきましても国の動向を注視するとともに、必要に応じて国への要望活動を行うなど、制度改正が円滑に行われるよう努めてまいります。

また、制度の安定的な運営を確保するため、法律改正を踏まえた次期保険料率の適切な算定、保健事業と介護予防の一体的実施の拡充、第3期データヘルス計画及び第4次広域計画の策定などに取り組んでいくこととしております。

さて、本日は個人情報保護に関する条例、令和5年度広域連合予算及び監査委員の選任など12議案を御提案申し上げます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶といたします。

◎発議案第1号の上程、採決

○議長（遠藤幸徳君） 日程第5、発議案第1号「岩手県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案は発議案でありますので、提案理由、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（遠藤幸徳君） 御異議なしと認めます。

発議案第1号「岩手県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（遠藤幸徳君） 御異議なしと認めます。

よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号及び議案第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸徳君） 日程第6、議案第1号「岩手県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する条例について」及び日程第7、議案第2号「岩手県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例について」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

吉田事務局長。

○事務局長（吉田一彦君） 議案書の20ページをお開き願います。

議案第1号「岩手県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する条例について」であります。個人情報の保護に関する法律の規定に基づく個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利権益を保護しようとするものであります。

個人情報保護法の改正により、令和5年4月1日以降は法律の規定が適用されることとなります。法律において条例で定めることとされている事項等を規定するために、新たに条例を制定するものであります。

第3条の開示決定等の期限、第4条の開示決定等の期限の特例、第5条の手数料等、第6条の施行の状況の公表について、現行条例と同様の内容としているものであります。

次に、議案書24ページをお開き願います。

議案第2号「岩手県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例について」であります。個人情報の保護に関する法律並びに岩手県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び岩手県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の規定により、

岩手県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会を設置しようとするものであります。

現在は、情報公開の開示決定等に対する審査機関として情報公開審査会、個人情報の開示決定等に係る審査機関として個人情報保護審査会を設置しておりますが、情報公開制度と個人情報保護制度は関連が深く、両審査会委員につきましてはこれまで同一の方に委嘱していることから、情報公開審査会及び個人情報保護審査会を統合し、新たに岩手県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例を定めるものであります。

また、本条例の制定にあたり、岩手県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正するものであります。

以上、議案第1号及び議案第2号につきまして御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（遠藤幸徳君） これより議案審議を行います。

議案第1号及び議案第2号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸徳君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸徳君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第1号及び議案第2号を一括採決いたしたいと思っております。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（遠藤幸徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号から議案第5号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸徳君） 日程第8、議案第3号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に

伴う関係条例の整備に関する条例について」から、日程第10、議案第5号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の全部改正について」までを議題といたします。

当局から提案の理由を説明願います。

吉田事務局長。

○事務局長（吉田一彦君） 議案書の29ページをお開き願います。

議案第3号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」であります。地方公務員法の改正に伴い、関係する規定の整理をしようとするものであります。

地方公務員法の改正は、地方公務員の定年引上げに係る改正であります。当広域連合事務局は県内市町からの派遣職員で構成しており、正職員の独自採用を行っていないことから、定年や退職手当に関する規定は定めておりません。したがって、今回の地方公務員法改正に伴う再任用職員制度の廃止等に係る文言の整理や所要の改正を行うものとなっております。

次に、議案書31ページをお開き願います。

議案第4号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び岩手県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」であります。県の状況等を勘案し、一般職の職員の給料月額の設定等を行うものであります。

当広域連合事務局の職員は県内市町からの派遣職員で構成しており、この給与等は派遣元の条例に基づいて支給されていることから、当該改正に伴い、直接的に影響を受ける一般職の職員はおりません。会計年度任用職員については、令和5年度以降の期末手当の支給割合を改めるものでございます。

次に、議案書36ページをお開き願います。

議案第5号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の全部改正について」であります。地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に合わせ、派遣元市町等における条例等を準用する旨を明確に規定し、内容の整合性を図ろうとするものであります。

以上、議案第3号から議案第5号につきまして御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（遠藤幸徳君） これより議案審議を行います。

議案第3号から議案第5号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸徳君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸徳君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第3号から議案第5号を一括採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（遠藤幸徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号から議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸徳君） 日程第11、議案第6号「岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

吉田事務局長。

○事務局長（吉田一彦君） 議案書37ページをお開き願います。

議案第6号「岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」であります。高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴い、保険均等割の軽減の対象世帯に係る所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を5割軽減の場合には29万円に、2割軽減の場合には53万5,000円にそれぞれ増額しようとするものであります。

以上、議案第6号につきまして御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（遠藤幸徳君） これより議案審議を行います。

議案第6号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

4番、安徳議員。

○4番（安徳壽美子君） 今回、全協でも説明を受けましたけれども、5割軽減と言われているのが対象であると。それから、金額にしてみると5割軽減が5,000円、それから2割軽減が1万5,000円というふうになります。理由としては、消費者物価の部分、見通し等を考慮しということになっておりますけれども、この5割軽減と2割軽減だけを対象にした理由は何なのか。7割軽減、それから軽減を受けていない被保険者もいるわけで、そこが外れた理由をお願いします。

それから、この金額の5,000円と1万5,000円はどういう算定根拠で金額が示されたのか、をお願いします。

○議長（遠藤幸徳君） 畠山業務課長。

○業務課長（畠山敬志君） 御質問にお答えいたします。

この金額の設定、あるいは5割軽減及び2割軽減のみに対しての金額の上がり具合、そして7割に今回は変更はないのかという御質問ですけれども、これにつきましては後期高齢者医療もそうですが、国民健康保険につきましても全国同一の基準で改定になるということになってございます。物価の上昇を考慮しということの国の議論の中身を詳しく見ましたが、実際にどのようにこの金額がはじき出されたのかという部分に関しては、ちょっと私どものほうとしてもつかめていないところでございます。

私見ではありますが、7割に今回、軽減措置の拡大が影響してこなかったという理由としては、恐らく現在、全世代型の社会保障構築の中身にも通じるものがあるのかなと思うところですが、一定程度の所得のある方はその金額に応じて負担をしていただくということで、7割の方は一番軽減率が高い部分になっております。ですので、5割が5,000円、2割が1万5,000円という金額の上がり具合の幅を見ますと、軽減に該当するんだけれども、7割から5割に変わる人、要は軽減が7割、5割の差の2割下がる方、あと5割から2割に変わる方、3割の軽減がなくなる部分の方、そういった部分の調整も、恐らく国のほうでは考えているという推測をしてございます。

○議長（遠藤幸徳君） 4番、安徳議員。

○4番（安徳壽美子君） これは国会の審査を経ずに、施行令で決めるわけですね。だから、私たちには本当に議論の中身というか、どういうふうにしてそういうことになるのかというのが分かりにくくなっているというふうに思うので、そこはやっぱり一点、問題はあるなど。

先ほどちょっと私は7割軽減のことも言いましたけれども、7割、5割、2割の対象ではない、高額というわけではないですけれども、均等割の軽減になっていない人たち。消費の物価上昇ということから見ると、国は全世代型社会保障ということを行いますけれども、とにかく全世代がこの今の物価高騰に影響を受けているわけで、軽減になっていないところの人たちについてはどういうふうにお考えでしょうか。軽減になっていない人たち、7割、5割、2割の対象ではない、保険料を多くずっと払っている人たちについては、例えばここは29万円と53万5,000円になるわけですけれども、どこかで保険料を軽減するとかということには及んでいないということになりますよね。その辺について、何か分かることがあれば。

○議長（遠藤幸徳君） 畠山業務課長。

○業務課長（畠山敬志君） 先ほどの質問の中身にも関わる部分にもなりますけれども、国の議論のこの軽減制度の額の設定につきましては、軽減の世帯の範囲が総体的に縮小しないように、法令上のルールではないものの、経済動向を踏まえて見直す慣習があるということから、閣議決定を経て今回のこの額になっているということでございます。

軽減の対象にならない方々に対する配慮という部分は、この物価動向の中、医療制度では見てはいないと思いますが、あらゆる政策の範囲の中で何かしらの対応をしていただけるものという認識を持っております。

○議長（遠藤幸徳君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸徳君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸徳君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（遠藤幸徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸徳君） 日程第12、議案第7号「岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

吉田事務局長。

○事務局長（吉田一彦君） 議案書38ページをお開き願います。

議案第7号「岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて」であります。岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に伴う岩手県市町村総合事務組合からの脱退、また、新規に盛岡広域環境組合が加入することによる事務の共同処理等に関し、岩手県市町村総合事務組合規約を一部変更することについて、地方自治法の規定により議決を求めるものであります。

以上、議案第7号につきまして御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（遠藤幸徳君） これより議案審議を行います。

議案第7号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸徳君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸徳君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（遠藤幸徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号及び議案第9号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸徳君） 日程第13、議案第8号「令和4年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」及び日程第14、議案第9号「令和4年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

吉田事務局長。

○事務局長（吉田一彦君） 議案書41ページをお開き願います。

議案第8号「令和4年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ729万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,301万5,000円とするものであります。

議案書42ページ、43ページをお開き願います。

別表、歳入歳出予算補正の補正額の欄等を御覧願います。また、別冊の令和4年度岩手県後期高齢者医療広域連合補正予算に関する説明書の1ページからの一般会計補正予算（第2号）に関する説明書を御覧いただきたいと存じます。

総務費で派遣職員人件費負担金が減額となることなどにより、所要額の補正を行うものであります。

次に、議案書45ページをお開き願います。

議案第9号「令和4年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,095万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,609億7,853万3,000円とするものであります。

議案書46ページ、47ページをお開き願います。

別表、歳入歳出予算補正の補正額の欄等を御覧願います。また、別冊の説明書の15ページからの後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に関する説明書を御覧いただきたいと存じます。

歳入は、1款市町村支出金で3億9,690万8,000円の減額、2款国庫支出金で9億7,114万円の増額、4款支払基金交付金で3億7,451万7,000円の減額が主なものとなっております。

歳出は、1 款総務費で1,748万6,000円の減額、2 款保険給付費で12億6,403万円の減額、5 款保健事業費で2 億500万円の減額が主なものとなっております。

以上、議案第8号及び議案第9号につきまして御説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御賛同賜りようお願い申し上げます。

○議長（遠藤幸徳君） これより議案審議を行います。

議案第8号及び議案第9号に対する質疑に入ります。

質疑の際には、最初に質問する項目数をお知らせください。

質問項目ごとに説明書等の関係ページをお知らせいただきますようお願いいたします。

質疑の方はありませんか。

仲田議員。

○15番（仲田孝行君） 15番、仲田です。

26ページ、27ページの2 款3 項1 目葬祭費です。補正額が約3,600万円の増額だったのですけれども、予算額から見れば、1,200人が予期しないで亡くなったという形での補正だと思うんですけれども、こういうのは何で増えてしまったのかという原因で見ると、令和5年度での範囲の中でいいのかということ伺います。

○議長（遠藤幸徳君） 畠山業務課長。

○業務課長（畠山敬志君） 葬祭費の補正の額と来年度へ向けてということでの御質問でございます。

葬祭費は、いわゆる亡くなった方に対する葬祭を行った費用として1人当たり3万円の給付を行ってございますけれども、今年度の予算を算定した際のいわゆる給付見込み、イコール死亡者数というところと実際の今年の死亡者数を比較すると、やはり前年見込みで見えたところがございましたが、ちょっと増え方が大きいということがありまして、現計予算では恐らく不足するだろうということで、今年度の補正は御指摘のとおり1,200人程度の数字をプラスにさせていただいているところでございます。

これの分析ですけれども、いろいろな要因があらうかと思いますが、1つは、明確ではないのですが、恐らく昨年暮れまでに結構コロナの関係で亡くなった方があったとか、あとは日本全国的に通常の死亡率よりも超過していくという傾向が近年になって出てきているようで、その超過死亡率というようなところは予算の段階では見込んではいなかったもので、このような補正とさせていただいております。

なお、来年度につきましては、その状況がまだ続くのかどうかという部分については、こ

れも何とも言えないところがございまして、若干配慮した部分はございますが、今の死亡率が延々と続くということであれば、不足する可能性もあるのかなというところは思っています。

○議長（遠藤幸徳君） 仲田議員。

○15番（仲田孝行君） ちゃんとこれを分析するべきだと思います。憶測だけではいけないと思います。実際、去年クラスターがお年寄りのいろんなところで発生して、多くのお年寄りが亡くなったことは皆さんも御存じのとおりですよ。その辺のところをやっぱり加味した予算案を作らないといけないのではないかなと。見通しが甘いのはそこだけということですよ。

以上です。

○議長（遠藤幸徳君） ほかに質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸徳君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸徳君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第8号及び議案第9号を一括採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（遠藤幸徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第8号及び議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号及び議案第11号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸徳君） 日程第15、議案第10号「令和5年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び日程第16、議案第11号「令和5年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を一括議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

吉田事務局長。

○事務局長（吉田一彦君） 議案書49ページをお開き願います。

議案第10号「令和5年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,643万3,000円とするものであります。

議案書50ページ、51ページをお開き願います。

別表歳入歳出予算を御覧願います。また、別冊の令和5年度岩手県後期高齢者医療広域連合予算に関する説明書の1ページからの一般会計予算に関する説明書を御覧いただきたいと存じます。

詳細につきましては、総務課長から説明いたします。

○議長（遠藤幸徳君） 総務課長。

○次長兼総務課長（鎌田伸二君） まず、歳入についてでございます。

説明書の6ページ、7ページを御覧願います。

1款1項1目市町村負担金1億9,004万6,000円は、派遣職員の人件費及び事務経費などに充てるための市町村の負担金でございます。

派遣職員21名の人件費につきましては、全ての市町村が負担金として負担しており、広域連合は時間外勤務手当や通勤手当などを支給しております。また、派遣元の市町は給料や期末勤勉手当などを支給しており、その費用は広域連合から派遣元の市町村に対し、派遣職員人件費負担金として支出をしております。

続いて、6款1項1目基金繰入金592万4,000円は、令和3年度の決算剰余金を令和4年度に財政調整基金に積み立てていたものを令和5年度に取り崩すものでございます。

8ページと9ページを御覧願います。

8款2項3目雑入46万円は、広域連合で借り上げている職員住宅の使用料の一部を職員が負担しているものなどでございます。

次に、歳出でございます。

10ページと11ページを御覧願います。

1款1項1目議会費189万4,000円は、議会運営に係る経費でございます。

2款1項1目一般管理費1億9,332万4,000円は、広域連合事務局の運営に要する経費でございます。主なものは、時間外勤務手当や通勤手当などの職員手当や派遣元の市町村に対する派遣職員人件費負担金及び事務経費などでございます。

以上で一般会計に関する説明を終わります。

○議長（遠藤幸徳君） 吉田事務局長。

○事務局長（吉田一彦君） 次に、議案書53ページをお開き願います。

議案第11号「令和5年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,621億8,449万4,000円とするものであります。

また、一時借入金の借入れの最高額は100億円とすることとし、2款保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合に、同一款内で各項間の流用ができるよう定めるものであります。

議案書54ページ、55ページをお開き願います。

別表歳入歳出予算を御覧願います。また、別冊の説明書の19ページからの後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書を御覧いただきたいと存じます。

詳細につきましては、業務課長から説明いたします。

○議長（遠藤幸徳君） 畠山業務課長。

○業務課長（畠山敬志君） まず、歳入についてでございます。

説明書の24ページを御覧願います。

24ページから29ページにかけて記載しております。

1款市町村支出金、1項市町村負担金285億739万2,000円ですが、1目事務費負担金は、事務的共通経費に係る市町村の負担金でございます。

2目保険料等負担金は、被保険者から市町村に納付いただいた保険料などでございます。

3目療養給付費負担金は、歳出の2款保険給付費の12分の1相当額の市町村負担金でございます。

28ページを御覧願います。

28ページから31ページにかけて記載しております。2款国庫支出金、1項国庫負担金393億1,301万1,000円ですが、保険給付費の12分の3相当額の療養給付費等負担金などがございます。

2項国庫補助金159億1,554万9,000円ですが、保険給付費や所得係数等で算定される調整交付金などがございます。

30ページ、31ページを御覧願います。

3款県支出金、1項県負担金136億2,264万円ですが、保険給付費の12分の1相当額の県負担金などがございます。

2 項財政安定化基金支出金 3 億8,666万5,000円ではありますが、保険料率の増加の抑制を図るための交付金でございます。

4 款支払基金交付金635億9,311万1,000円ではありますが、保険給付費の10分の4相当額に当たる現役世代からの支援金でございます。

5 款特別高額医療費共同事業交付金5,440万2,000円ではありますが、著しく高額な医療費が発生した際の財政影響を緩和するための交付金で、全国の広域連合からの拠出により国民健康保険中央会がこの共同事業を実施しているものでございます。

32ページ、33ページを御覧願います。

6 款財産収入 7 万2,000円ではありますが、後期高齢者医療財政調整基金の運用利子でございます。

8 款繰入金 6 億5,112万2,000円ではありますが、保険料の負担軽減などに充当する後期高齢者医療財政調整基金からの繰入金でございます。

34ページ、35ページを御覧願います。

11 款諸収入、3 項雑入 1 億3,977万5,000円ではありますが、第三者行為に係る損害賠償金や返納金などがございます。

次に、歳出についてでございます。

36ページ、37ページを御覧願います。

1 款総務費、1 項総務管理費 6 億2,100万4,000円ではありますが、一般管理事務経費のほか、医療費適正化事業、被保険者証等作成事業、標準システム管理事務、制度周知に係る広報事業に要する経費でございます。

38ページ、39ページを御覧願います。

1 款総務費、2 項賦課徴収費57万2,000円ではありますが、保険料賦課に関する情報の作成委託料などがございます。

2 款保険給付費、1 項療養諸費1,519億1,389万9,000円ではありますが、療養給付費及び訪問看護療養費などのほか、県国保連合会に支払う審査支払手数料でございます。

2 項高額療養諸費80億1,666万2,000円ではありますが、高額療養費及び高額介護合算療養費でございます。

40ページ、41ページを御覧願います。

2 款保険給付費、3 項その他医療給付費 4 億3,489万円ではありますが、葬祭費及び傷病手当金でございます。

3 款県財政安定化基金拠出金6,037万9,000円ではありますが、広域連合の財政運営の安定化を図るため、療養給付費の増加などのリスクに備え、県に設置されている財政安定化基金に積み立てるものでございます。

4 款特別高額医療費共同事業拠出金7,830万3,000円ではありますが、国民健康保険中央会が実施をする同事業に拠出をするものでございます。

40ページから43ページにかけて記載しております5 款保健事業費10億716万6,000円ではありますが、健康診査事業、保健事業と看護予防の一体的な実施に係る委託料、長寿健康保持増進事業費補助金などでございます。

42ページ、43ページを御覧願います。

7 款基金積立金7万3,000円ではありますが、後期高齢者医療財政調整基金から生ずる運用利子収入を基金に積み立てるものでございます。

8 款公債費54万5,000円ではありますが、一時借入金の利子でございます。

42ページから45ページにかけて記載しております9 款諸支出金4,100万1,000円ではありますが、保険料還付金及び還付加算金などでございます。

以上、特別会計予算の説明を終わります。

○議長（遠藤幸徳君） 吉田事務局長。

○事務局長（吉田一彦君） 以上、議案第10号及び議案第11号につきまして御説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（遠藤幸徳君） これより議案審議を行います。

議案第10号及び議案第11号に対する質疑に入ります。

質疑の際には、最初に質問する項目数をお知らせいただくとともに、質問項目ごとに説明書等の関係ページをお知らせいただきますようお願いいたします。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸徳君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸徳君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第10号及び議案第11号を一括採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（遠藤幸徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号及び議案第11は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、採決

○議長（遠藤幸徳君） 日程第17、議案第12号「岩手県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し同意を求めることについて」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

谷藤広域連合長。

○広域連合長（谷藤裕明君） ただいま上程されました議案第12号につきまして御説明申し上げます。

岩手県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてであります。広域連合議会議員のうちから監査委員に選任しております高橋七郎委員の任期が本年4月29日で満了になりますことから、後任といたしまして、八幡平市選出の渡辺義光議員を適任と考え、選任したいと存じますので、よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（遠藤幸徳君） お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、質疑、意見を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（遠藤幸徳君） 御異議なしと認めます。

議案第12号を採決いたします。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（遠藤幸徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第12号は同意することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（遠藤幸徳君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって今期定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 3時

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 遠 藤 幸 徳

署 名 議 員 上 野 三 四 二

署 名 議 員 米 田 徳 一 郎